

京都市訓令甲第25号

区役所

京都市区長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成17年3月31日

京都市長 榊本 賴兼

別表区民部長の項中第9号を第10号とし、第1号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 臨時の任用職員（総務局長が別に定める者に限る。）の採用、期間の更新、退職等に関すること。

別表副室長及び課長の項第1号中「区役所区民部企画総務課長」を「区役所区民部総務課長」に改め、「区役所出張所」の右に「(右京区役所京北出張所を除く。)」を加える。

別表出張所長の項を次のように改める。

	<p>(1) 所属職員の休暇、欠勤等の承認等に関する事。</p> <p>(2) 所属職員の市内出張に関する事。</p>
出張所長（	<p>(3) 軽易な申請、届出、報告、照会、回答、通知等に関する事。</p>
京北出張所 長を除く。）	<p>(4) 軽易な証明に関する事。</p> <p>(5) 公簿の閲覧に関する事。</p> <p>(6) 埋火葬の許可に関する事。</p> <p>(7) 鑑札の交付に関する事。</p>
	<p>(1) 所属職員の休暇、欠勤等の承認等に関する事。</p> <p>(2) 所属職員の出張及び復命に関する事。</p> <p>(3) 所属職員の1日以内の職務に専念する義務の免除に関する事。ただし、職員団体及び労働組合の業務によるものを除く。</p>

- (4) 所属職員の時間外勤務命令に関すること。
- (5) 売却の見込みのない不用物品（備品を除く。）の廃棄処分に関すること。
- (6) 軽易な申請、届出、報告、照会、回答、通知等に関すること。
- (7) 証明及び公簿の閲覧に関すること。
- (8) 軽易な公告の決定に関すること。
- (9) 支出命令及び振替命令並びに出納（物品に係るもの）を除く。の通知に関すること。
- (10) 1件100,000円以下の収入決定に関すること。
- (11) 水道、ガス、電気及び電話の料金、清掃手数料金その他定例的な経費の支出決定に関すること。
- (12) 1件使用料月額10,000円以下の行政財産の目的外使用の許可で、電柱、水道管、ガス管等に係るもの及び期間の更新に係るものに関すること。
- (13) 庁中取締りに関すること。
- (14) 手数料その他諸収入の徴収に関すること。ただし、市税徴収金等並びに国民健康保険及び介護保険に係る保険料及び滞納金に関するものを除く。
- (15) 埋火葬の許可に関すること。
- (16) 市税に係る過誤納金の還付及びこれに伴う支出決定に関すること。
- (17) 鑑札の交付に関すること。
- (18) 市税滞納金の徴収の嘱託に関すること。

京北出張所  
長

- (19) 児童手当法による児童手当の受給資格及び額の認定に関すること。
- (20) 介護保険に関する申請、届出等（区長に権限が委任されたものに限る。）の処理並びに過誤納金の還付及びこれに伴う支出決定に関する事。
- (21) 介護保険に係る要介護認定及び要支援認定に関する事。
- (22) 介護保険法による介護給付（介護保険施設の代表者に受領が委任されたものを除く。）及び予防給付の審査及び支給決定に関する事。ただし、審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託することができるものを除く。
- (23) 京都市老人医療費支給条例、京都市重度心身障害者医療費支給条例、京都市母子家庭等医療費支給条例及び京都市乳幼児医療費支給条例による医療費の受給資格等の認定、支給の制限及び不正利得の返還命令並びに徴収金及び不正利得の返還金の収入決定に関する事。
- (24) 児童扶養手当の認定の請求及び届出に係る事実の審査に関する事。
- (25) 児童扶養手当証書の交付及び記載事項の訂正（本市の区域内における住所の変更に係るものに限る。）に関する事。
- (26) 児童扶養手当の受給資格の有無及び額の決定に必要な事項に関する調査に関する事。ただし、児童扶養手当受給資格調査員証の交付に関する事を除く。
- (27) 児童扶養手当の支給に関する処分に必要な資料及び報告の要求に関する事。

- (28) 特別児童扶養手当（区長に権限が委任されたものに限る。）に関すること。
- (29) 高齢者の生活支援事業等の実施に関すること。
- (30) 国民健康保険に関する申請、届出等（区長に権限が委任されたものに限る。）の処理並びに過誤納金の還付及びこれに伴う支出決定に関すること。
- (31) 国民健康保険に係る入院時食事療養費、特定療養費（国民健康保険法第53条第4項により特定承認保険医療機関又は保険医療機関若しくは保険薬局に支払うべき費用を除く。）、療養費（施術者、施術者の団体又は介護老人保健施設の代表者に受領が委任されたものを除く。）、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、特例療養費、高額療養費（特定承認保険医療機関又は保険医療機関若しくは保険薬局に受領が委任されたものを除く。）、出産育児一時金、葬祭費及び精神・結核医療付加金の支給並びにこれに伴う支出決定に関すること。
- (32) 国民健康保険料及び一部負担金の徴収の嘱託及び受託に関すること。
- (33) 国民年金（区長に権限が委任されたものに限る。）に関すること。
- (34) 老人保健法（次号において「法」という。）による医療の受給資格の認定、医療費の支給（治療用装具及び入院時食事療養費の支給に代えて行うもの並びに一部負担金に係るものに限る。）の決定、高額医療費の支給の決定及び医療の給付に係る不正利得（医療の制限及び保険医療機関等に係るものに除く。）の徴収

に関すること。

(35) 法による医療の給付に係る一部負担金の減免に関すること。

(36) 老人保健法施行令第14条及び第16条による認定に関する  
こと。

#### 附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)